

学校保健法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の項及び第十三条第四項の表学校給食法の項中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改める。